

(15) (略)

(16) 栄養アセスメント加算について  
通所介護と同様であるので、7(15)を参照されたい。

(17) 栄養改善加算について  
通所介護と同様であるので、7(16)を参照されたい。

(18) 口腔・栄養スクリーニング加算について  
通所介護と同様であるので、7(17)を参照されたい。

(19) 口腔機能向上加算について  
通所介護と同様であるので、7(18)を参照されたい。

(20)・(21) (略)

(22) 科学的介護推進体制加算について  
通所介護と同様であるので、7(19)を参照されたい。

(23) 事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の取扱い  
通所介護と同様であるので、7(20)を参照されたい。

(24) 送迎を行わない場合の減算について  
利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注21の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

(25) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について  
通所介護と同様であるので、7(22)を参照されたい。

(26) (略)

(27) 移行支援加算について  
(略)

(28) サービス提供体制強化加算について

① 訪問入浴介護と同様であるので3(9)④から⑧までを参照されたい。

② (略)

(29)～(31) (略)

9 (略)

第3 居宅介護支援費に関する事項

1～4 (略)

限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が減算されることを説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。

(15) (略)

(新設)

(16) 栄養改善加算について  
通所介護と同様であるので、7(15)を参照されたい。

(17) 栄養スクリーニング加算について  
通所介護と同様であるので、7(16)を参照されたい。

(18) 口腔機能向上加算について  
通所介護と同様であるので、7(17)を参照されたい。

(19)・(20) (略)

(新設)

(21) 事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の取扱い  
通所介護と同様であるので、7(18)を参照されたい。

(22) 送迎を行わない場合の減算について  
利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注19の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

(23) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について  
通所介護と同様であるので、7(20)を参照されたい。

(24) (略)

(25) 社会参加支援加算について  
(略)

(26) サービス提供体制強化加算について

① 訪問入浴介護と同様であるので3(7)④から⑥まで、並びに指定訪問看護と同様であるので4(25)②及び③を参照されたい。

② (略)

(27)～(29) (略)

9 (略)

第3 居宅介護支援費に関する事項

1～4 (略)